IKGの
旅館経営再生塾
第五十七回
「個人情報保護法」～
その6
執筆担当者
滝花　雄次

個人情報取扱事業者は、安全管理措置として、取扱う個人データの漏洩、滅失、又はき損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

そのためには、組織的、人的、物理的、技術的に安全対策を講じる必要がある。

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規定や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること。（経済産業省のガイドライン）

組織内（委託先も含め）での個人データの安全管理は、システム（情報）のセキュリティー問題と並行して捉え、ハード（セキュリティー関連機器・コンピュータシステムの整備等）と、ソフト（従事者の権限と責任・委託先を含む従事者のモラル等）の両面から整備する必要がある。

個人情報（個人データ）は、コンピュータ上に保管され、それぞれの従事者が必要応じて利用するデータの共有化が一般的ではないだろうか。

今後の課題として、ハード面では、インターネット・E－メールからのウイルス等の侵入に対する対応、情報システムへのアクセスの制御と監視、外部システムとの遮断、など自社のシステムを外部からの侵入者から守るための対策を講じる必要がある。

ソフト面では、情報システムを安全に運用していくための組織体制の整備が望まれている。役割と責任を明確にし、違反に対する対処方法等も確認しておく必要がある。

情報管理者を設置し同時に、個人データの取得・入力・移送・送信・利用・加工・保管・バックアップ・消去廃棄作業等の担当者を限定することにより、役割と責任を明確にできる。

従業者に対しては、安全管理に対する教育・訓練を実施し、情報システムに関する従業者の役割、及び権限を別途定めた内部規定等により周知し、規定通り実施されていることを確認することも必要である。

また、従業者及び、委託先に対し、個人データを取扱う場合、安全管理措置を尊守し、内部規定通り、又は安全管理措置が盛込まれた契約通りに、実施していることを適切に（優越的地位にあるものが委託者の場合、受託者に不当な負担を課してはならない）監督する責任が個人情報取扱事業者にはある。